木更津市男女共同参画計画（第４次）

～きさらづ 共に輝くハートフルプラン～

平成２９年　３月

木　更　津　市

はじめに

わが国では、人口の減少、少子高齢化の急速な進行、家族形態・就労環境の変化、ライフスタイル・価値観の多様化など、社会を取り巻く環境が急速に変化しております。

このような状況の中、将来にわたり持続可能な社会を築いていくためには、男女がお互いにその人権を尊重し、責任も分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要であります。

本市では、平成７年３月に木更津市女性行動計画「デュエットプランきさらづ」が策定され、現在は平成２４年３月に策定された「木更津市男女共同参画計画（第３次）」により、社会のあらゆる分野で男女がともに参画できるための施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

第３次計画が平成２８年度で終了することから、第３次計画の目標や成果を引き継ぎ、また、国及び千葉県の新たな計画を踏まえ、このたび平成２９年度から５年間を計画期間とする「木更津市男女共同参画計画（第４次）～きさらづ　共に輝くハートフルプラン～」を策定いたしました。この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」に基づく「ＤＶ対策基本計画」として、また「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく「女性活躍推進計画」としても位置付けております。

市政運営の基本理念である「木更津市基本構想」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者及び関係機関・団体と協働で取組むことが必要となりますので、皆様のご理解、そして積極的な参画を心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、木更津市男女共同参画推進委員会、関係諸団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成２９年３月

木更津市長　渡辺　芳邦

目　　次

第１章　計画策定の背景

１　計画策定の趣旨　・・・

主要課題 ３　男女共同参画の視点に立った意識の変革と制度・慣行の見直しを進めます。　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
施策の方向(1) 固定的な男女の役割分担意識の是正と慣行の見直し ※
施策の方向(2) 男女共同参画に関する調査研究の推進と情報の収集及び提供 ※

基本目標 Ⅱ　あらゆる分野で男女が共に参画できる制度・条件づくり
主要課題 １　政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。　・・・・・23
施策の方向(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 ※
施策の方向(2) 女性の人材育成の推進と情報収集・整備 ※
主要課題 ２　労働の場における男女共同参画を進めます。　・・・・・・・・・25
施策の方向(1) 就労の機会均等と労働環境の整備 ※
施策の方向(2) 働く女性の母性健康管理及び母性保護に関する啓発 ※

基本目標 Ⅲ　誰もが仕事と生活の調和の取れる社会づくり
主要課題 １　家庭・地域社会における男女共同参画を促進します。　・・・・・29
施策の方向(1) 家庭における男女共同参画の促進 ※
施策の方向(2) 地域活動における男女共同参画の促進 ※
施策の方向(3) 国際的視野に立った男女共同参画の促進
主要課題 ２　仕事と家庭の両立支援の充実を進めます。　・・・・・・・・・・・32
施策の方向(1) 仕事と生活の調和の促進 ※
施策の方向(2) 仕事と育児・介護の両立の支援 ※

基本目標Ⅳ　誰もが自立し、安心して暮らせる生活環境づくり
主要課題 １　生涯を通じた健康支援と福祉の充実を進めます。　・・・・・・・34
施策の方向(1) 生涯を通じた男女の健康保持への支援
施策の方向(2) 高齢者・障害者の生活支援の充実
主要課題 ２　少子化社会に対応した社会全体での子育て支援の充実を進めます。　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
施策の方向(1) 安心して子育てができる環境の整備 ※
主要課題 ３　防災分野における男女共同参画を推進します。・・・・・・・・・37
施策の方向(1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

基本目標 Ⅴ　計画を積極的に進める体制づくり
主要課題 １　推進体制の充実に努めます。　・・・・・・・・・・・・・・・・・38
施策の方向(1) 庁内推進体制の充実
施策の方向(2) 計画進行の適正管理

指標一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

参考資料

男女共同参画関係　用語・法律　解説
男女共同参画社会基本法
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
附属機関設置条例（抄）
木更津市男女共同参画推進委員会部会設置規則
木更津市男女共同参画施策庁内連絡会議設置要領

※は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第６条第２項の規定に基づく本市における推進計画に該当する部分

第１章

計画策定の背景

計 画 策 定 の 背 景

１　計画策定の趣旨

平成１１年６月制定の「男女共同参画社会基本法」においては、地方公共団体の責務として、区域の特性に応じた施策を策定し推進することを義務づけるとともに、基本的な計画を定めることを努力義務としています。

本市においては、平成７年３月に木更津市女性行動計画「デュエットプランきさらづ」が策定され、木更津市男女共同参画計画「デュエットプランきさらづ」、さらに木更津市男女共同参画計画（第２次）～新・デュエットプランきさらづ～を経て、現在は、平成２４年３月に策定された「木更津市男女共同参画計画（第３次）」により、男女共同参画社会の実現をめざして様々な施策を推進してまいりました。

しかしながら、少子高齢化が進み、人口減少社会に本格的に突入した中で、将来にわたり持続可能な社会を構築するためには、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要課題となっています。

また、平成２６年１月に施行した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（ＤＶ防止法）や平成２７年８月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき、市町村には計画策定の努力義務があることから、具体的な施策を盛り込み、位置付けることとしました。

さらには平成２６年１２月閣議決定の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生に向け、女性の活躍が鍵であることを認識し、地域における女性の活躍を推進する動きも出てまいりました。

この流れを受け、本市では、男女共同参画社会の早期実現へ向けて、男女共同参画社会の形成に関する施策を体系的・総合的に推進するための指針として、「木更津市男女共同参画計画（第４次）～きさらづ 共に輝くハートフルプラン～」を策定するものです。

２　計画策定の背景

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	国の動き	千葉県の動き	木更津市の動き
1975年 (昭和50年) 【国際婦人年】	６月　国際婦人年世界会議開催（世界行動計画採択） ※1976年から1985年までを「国連婦人の10年」と決定	９月　総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進本部会議」、「婦人問題担当室」設置		
1977年 (昭和52年)		１月　国内行動計画策定	10月　千葉県婦人問題行政連絡協議会設置	
1978年 (昭和53年)			４月　「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し、婦人班を設置	
1979年 (昭和54年)	12月　第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		４月　各支庁に婦人問題担当窓口を設置	
1980年 (昭和55年)	７月　「国連婦人の10年」中間年世界会議開催	７月　「女子差別撤廃条約」署名		
1981年 (昭和56年)	９月　「女子差別撤廃条約」発効（我が国について効力発生　1985年7月）		11月　千葉県婦人施策推進総合計画策定	
1985年 (昭和60年)	７月　国連婦人の10年最終年世界会議開催（「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択）	６月　「男女雇用機会均等法」公布（1986年4月施行） ６月　「女子差別撤廃条約」批准（1986年発効）	５月　「婦人問題に関する意識調査」実施 ８月　千葉県婦人問題懇話会設置	
1986年 (昭和61年)			３月　千葉県婦人計画策定	
1987年 (昭和62年)		５月　西暦2000年に向けての新国内行動計画策定		
1989年 （平成元年）		３月　学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）	10月　「婦人問題に関する意識調査」実施	
1990年 (平成2年)	５月　国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			４月　教育委員会社会教育課に「婦人青少年係」設置

年	世界の動き	国の動き	千葉県の動き	木更津市の動き
1991年 (平成3年)		5月　西暦2000年に向けての新国内行動計画第1次改定策定 〃　「育児休業法」公布 (1992年4月施行)	3月　さわやかちば女性プラン策定	4月　「婦人施策庁内連絡会議」、「婦人施策庁内研究会」発足
1992年 (平成4年)			4月　「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更	
1993年 (平成5年)	12月　第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		11月　「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」実施	4月　教育委員会から企画部に所管を移し、企画課に「女性施策係」設置 「婦人施策庁内連絡会議」を「女性施策庁内連絡会議」に改組
1994年 (平成6年)		6月　総理府に「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」、内閣に「男女共同参画推進本部」を設置		6月　「女性行動計画策定市民検討会」を設置し、女性行動計画案に着手 7月　「女性施策推進委員会」設置
1995年 (平成7年)	9月　第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	6月　「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)		3月　木更津市女性行動計画デュエットプランきさらづ策定
1996年 (平成8年)		12月　男女共同参画2000年プラン策定 男女共同参画推進連携会議発足	3月　ちば新時代女性プラン策定	6月　きさらづ女性カレッジ開始
1997年 (平成9年)		3月　「男女共同参画審議会設置法」公布(4月施行) 6月　「男女雇用機会均等法」改正		1月　木更津市女性団体交流集会開始 4月　「女性施策係」を「女性・国際施策班」に改組
1998年 (平成10年)			11月　「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施	
1999年 (平成11年)		4月　「改正男女雇用機会均等法」施行 6月　「男女共同参画社会基本法」公布・施行 7月　「食料・農業・農村基本法」公布・施行		11月　「男女共同参画社会の実現にむけての女性施策に係る市民意識調査」実施
2000年 (平成12年)	6月　国連特別総会「女性2000年会議」開催	12月　男女共同参画基本計画策定	4月　「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組	4月　企画部から総務部に所管を移し、企画調整室に「女性・国際施策班」設置

年	世界の動き	国の動き	千葉県の動き	木更津市の動き
2001年 (平成13年)		1月　「総理府　男女共同参画室」から、「内閣府　男女共同参画局」に改組 「男女共同参画会議」設置 7月　「仕事と子育て両立支援策の方針」決定・施行 10月　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行	3月　千葉県男女共同参画計画策定	7月　「男女共同参画計画策定市民検討会」を設置
2002年 (平成14年)				3月　木更津市男女共同参画計画（第1次）デュエットプランきさらづ策定 7月　「女性・国際施策班」から「男女共同参画・国際班」に改称
2003年 (平成15年)				4月　総務部から市民生活部に所管を移し、市民生活課に「女性・国際施策班」設置
2004年 (平成16年)		6月　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正	9月　「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施	
2005年 (平成17年)	2月　第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催	4月　「育児・介護休業法」施行 12月　男女共同参画基本計画（第2次）策定		4月　「女性・国際施策班」から「男女共同参画・国際担当」に改称 4月　「木更津市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2006年 (平成18年)		6月　「男女雇用機会均等法」改正	3月　千葉県DV防止・被害者支援基本計画策定 12月　千葉県男女共同参画計画（第2次）策定	6月　木更津市男女共同参画計画策定委員会を設置
2007年 (平成19年)		7月　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正 12月　「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	2月　「千葉県男女共同参画推進連携会議」発足	3月　木更津市男女共同参画計画（第2次）新・デュエットプランきさらづ策定 4月　市民生活部より企画部に所管を移し、企画課に「男女共同参画・国際担当」を設置
2008年 (平成20年)		1月　内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置		
2009年 (平成21年)		6月　「育児・介護休業法」改正	3月　千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第2次）策定 10月　「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施	

年	世界の動き	国の動き	千葉県の動き	木更津市の動き
2010年 (平成22年)	3月　第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催	6月　「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 12月　第3次男女共同参画基本計画策定		
2011年 (平成23年)	1月　「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」正式発足		3月　第3次千葉県男女共同参画計画策定	
2012年 (平成24年)		6月　「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定	3月　千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第3次)策定	3月　木更津市男女共同参画計画(第3次)策定
2013年 (平成25年)		6月　「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる 7月　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布(2014年1月施行)		4月　「男女共同参画・国際担当」と「協働推進班」を統合し、「市民協働推進班」に改組
2014年 (平成26年)		6月　「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる 10月　「すべての女性が輝く社会づくり本部」、「すべての女性が輝く社会づくり推進室」を設置	10月　「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施	
2015年 (平成27年)	3月　第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催	6月　「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 9月　「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(2016年4月全面施行) 12月　第4次男女共同参画基本計画策定		4月　「市民協働推進班」から「男女共同参画・国際担当」に改組
2016年 (平成28年)			3月　第4次千葉県男女共同参画計画策定	

３　木更津市を取り巻く状況

現計画策定後の本市を取り巻く状況は、少子高齢化の進行、家族形態の変化、就労環境の変化、国際化の進展などが認められ、男女共同参画をめぐる課題も多様化してきました。

（1）少子高齢化の進行

わが国では、平均寿命の伸びと出生率の低下により、急激な少子化と高齢化が進んでいます。

本市においても、年少人口（１５歳未満）の割合は、1985 年（昭和６０年）には 23.4%だったものが、2015 年（平成２７年）には 13.3%と減少し、反対に、高齢者人口（６５歳以上）の割合は、1985 年（昭和６０年）には 8.3%だったものが、2015 年（平成２７年）には 28.8%と増加しています。

2015 年の年少人口の割合は、2010 年の 13.5%と比較すると僅かな減少に留まっています。

なお、将来推計人口においては、少子化、高齢化ともに、更に進んでいくと推測されています。

年少・高齢者人口の割合の推移

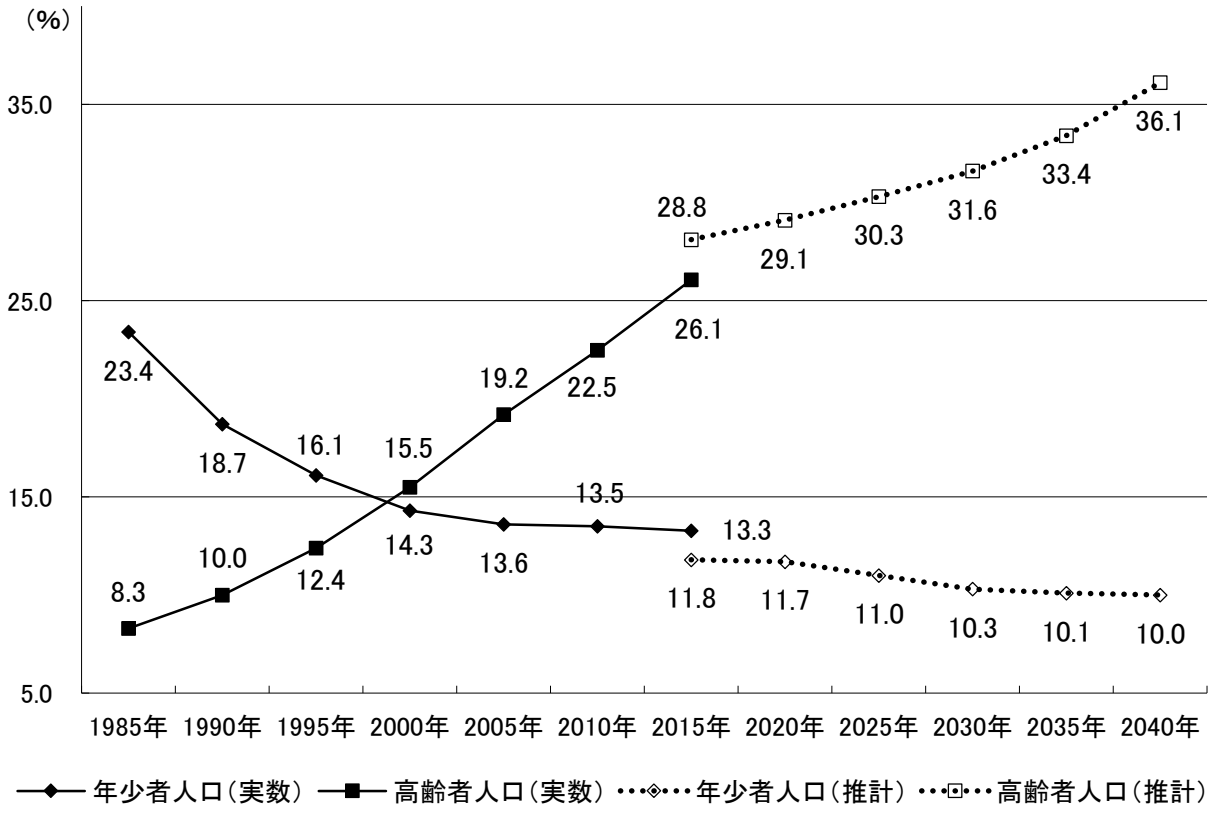

資料：1985 年～2015 年までの実数は、総務省「国勢調査」。
2015 年～2040 年までの推計は、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成２５年３月推計）」。

（2）家族形態の変化

2015 年(平成２７年)１０月１日現在(国勢調査)の本市の人口総数は 134,141 人、世帯総数は 54,920 世帯で、一世帯あたりの世帯人員は 2.44 人です。2010 年(平成２２年)１０月１日現在(国勢調査)の人口総数は 129,312 人、世帯総数は 50,042 世帯で、一世帯あたりの世帯人員は 2.58 人で、一世帯あたりの世帯人員を比較すると約 0.14 人の減少となり、緩やかですが、確実に減少傾向が進んでいます。

世帯類型別構成割合の状況をみると、３世代世帯が減少し、単独世帯が増加しています。

また、夫婦と子からなる世帯が減少し、夫婦のみの世帯は増加で推移していましたが、2010 年の国勢調査で減少に転じました。

類型別世帯割合の推移

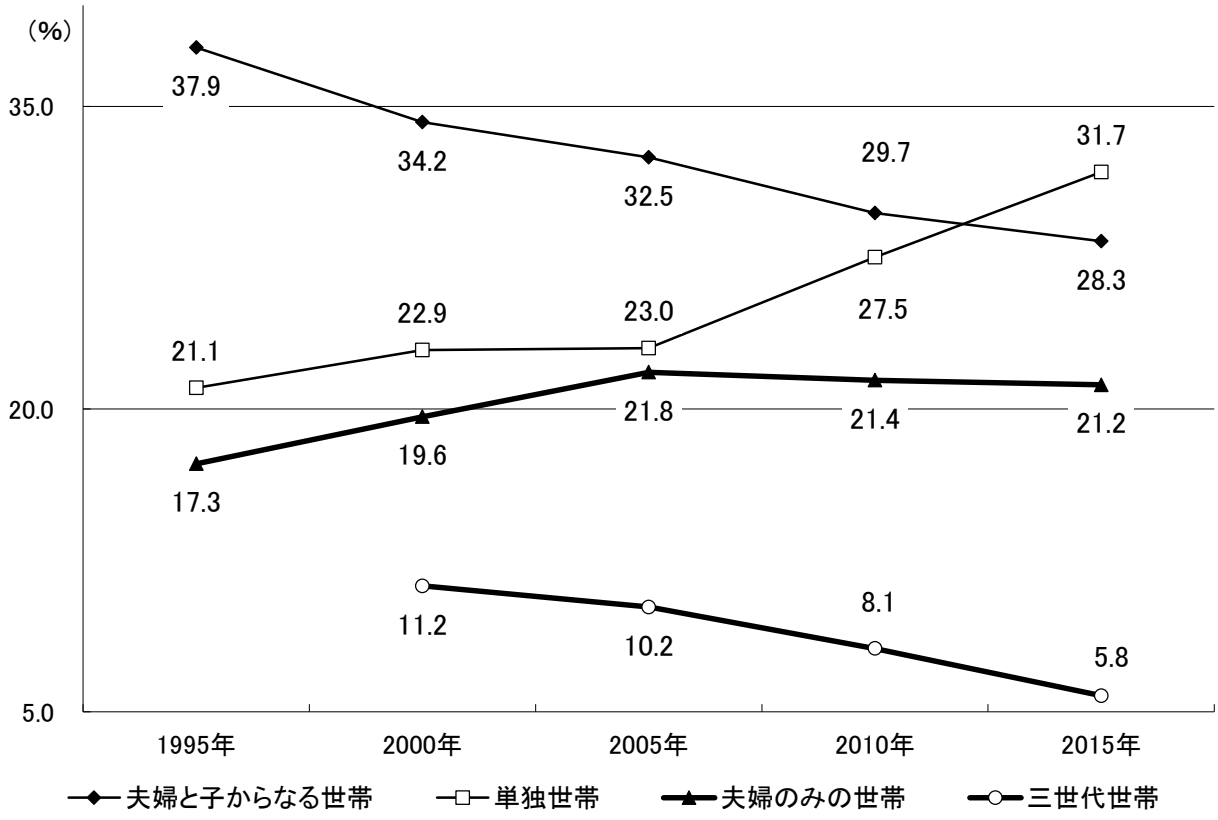

資料：総務省「国勢調査」。なお、1995 年の３世代世帯の割合値は、未集計。

（3）就労環境の変化

平成２４年の千葉県の有業率をみると、男性が２５歳から５９歳まで大きな変化がないのと比較し、女性は３０～３９歳階級で低下したのち４０～４４歳階級で上昇しM字形の曲線を描いており、子育て期間中の女性の有業率が低下する状況がみられます。

平成１４・１９年と平成２４年の女性の有業率を比較すると、M字の曲線がなだらかになっています。また、男性は３０～５４歳階級で低下している階級があるのに対し、女性はほとんどの年齢階級で上昇しています。

年齢階級別男女別有業率の比較

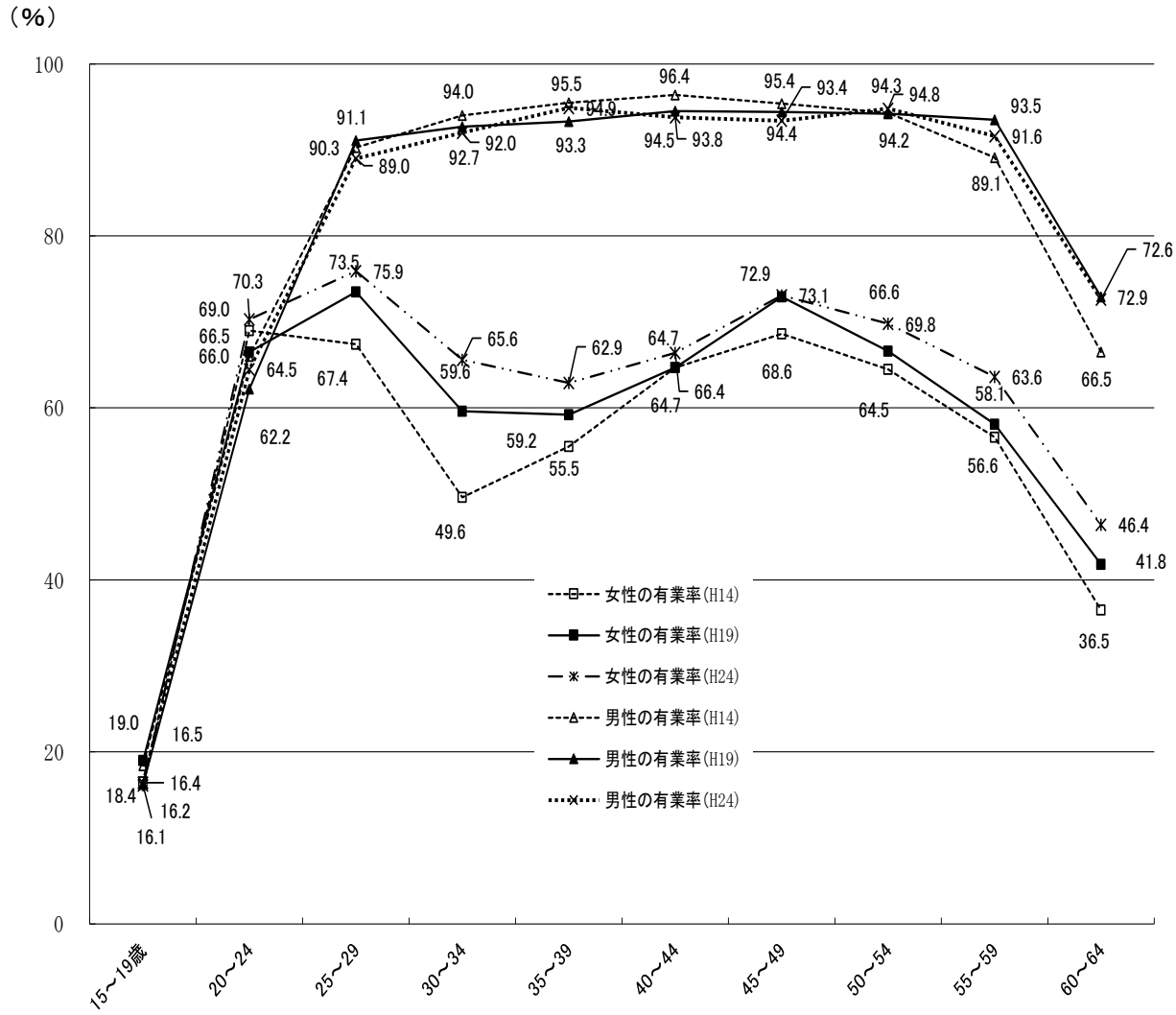

資料：総務省「平成２４年就業構造基本調査結果」（総務省統計局）

（4）国際化の進展

本市には 2015 年(平成２７年)１２月末現在、1,914 人の外国人登録があり、そのうち女性は 1,218 人で 64%を占めています。国籍も５２カ国に及び、ブラジル、韓国、フィリピン、中国、タイなどアジアや南米からの外国人が多い状況にあります。千葉県の外国人登録数は 120,232 人で、本市は１３番目に位置します。

また、法務省在留外国人統計で、千葉県は全国で６番目に位置します。

外国人登録者数の推移

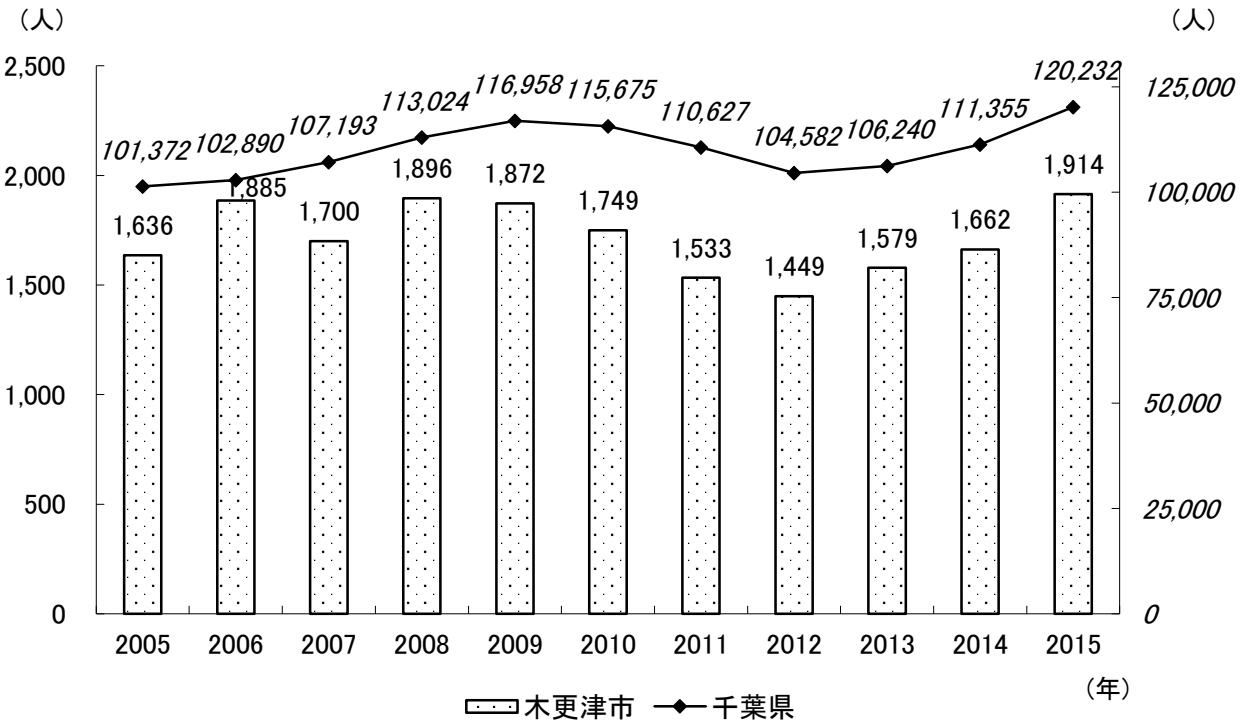

資料：千葉県国際課「千葉県内の外国人登録者数調べ（各年１２月３１日現在）」

（5）ＤＶの現状

本市では、従来から犯罪の未然防止のための防犯活動や情報提供等を実施しているほか、ひとり親のための相談窓口や家庭児童相談室の運営等を通じて、ＤＶ防止及び児童虐待防止に向けた活動を行い、関係機関と連携して、ＤＶ被害者支援等を実施しています。

本市の相談件数の推移を見ると、各種相談窓口（市民活動支援課、健康推進課、子育て支援課等）では、毎年５０件程度の相談を受けており、千葉県全体では９，３７５件（平成２７年度）となっております。

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）の平成１９年度の改正により、市町村における基本計画策定が努力義務化されており、男女共同参画計画の改訂にあわせ、「木更津市男女共同参画計画（第４次）」を、同法第２条の３第３項に定められた「当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」としても位置づけ、更なるＤＶ防止及び被害者支援の充実を図ることが重要です。

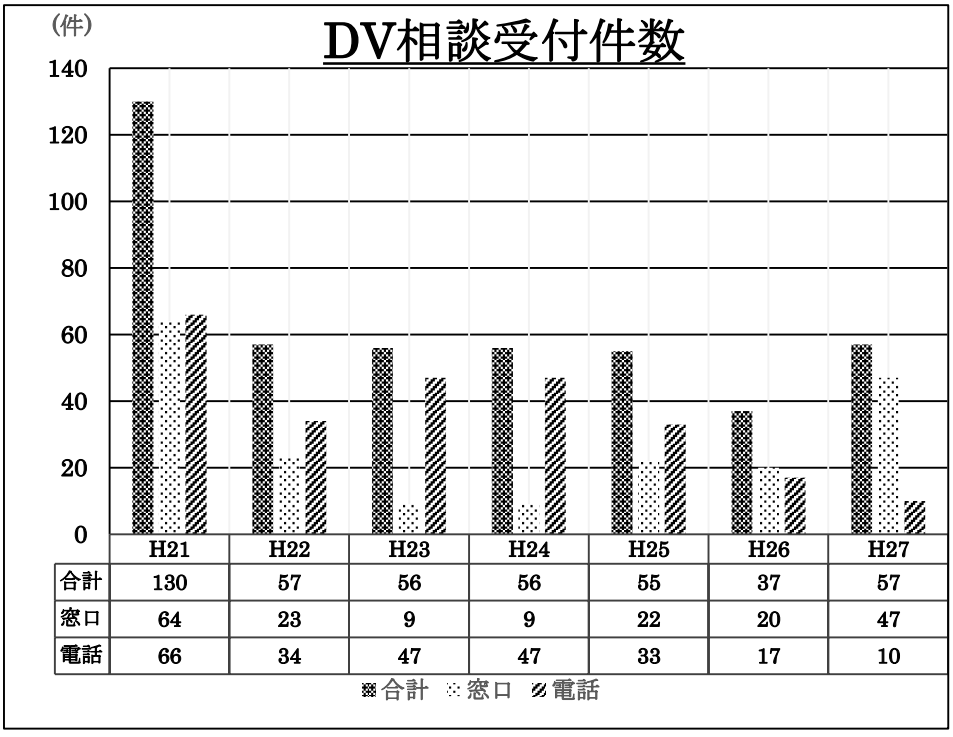

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
合計	130	57	56	56	55	37	57
窓口	64	23	9	9	22	20	47
電話	66	34	47	47	33	17	10

第 2 章

計画の基本的な考え方

計 画 の 基 本 的 な 考 え 方

１　計画の性格

（１）この計画は、木更津市女性行動計画「デュエットプランきさらづ」、木更津市男女共同参画計画「デュエットプランきさらづ」、木更津市男女共同参画計画(第２次)「新・デュエットプランきさらづ」及び木更津市男女共同参画計画(第３次）の理念、成果を引き継ぎ、新たな課題への取組みを含め、本市が男女共同参画社会の実現に関する施策を、総合的・具体的に進めるための計画です。

（２）この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国の「第４次男女共同参画基本計画」及び「第４次千葉県男女共同参画計画」との整合に配慮した計画です。

（３）この計画は、平成２６年１月に施行した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（ＤＶ防止法）第２条の３第３項の規定により具体的施策として被害者からの相談、緊急時における安全の確保及び一時保護等、自立に向けた支援等の事業を盛り込むことにより、木更津市の「ＤＶ対策基本計画」として位置付けます。

（４）この計画は、平成２７年８月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第６条第２項の規定により、市女性職員の管理・監督者への人材育成・積極的登用や、仕事と育児・介護両立のための啓発・支援等の事業を盛り込むことにより、木更津市の「女性活躍推進計画」として位置付けます。

（５）この計画は、平成２８年３月に策定した「きさらづ未来活力創造プラン（木更津市第１次基本計画）」の基本政策『子育て支援の充実及び人権擁護・男女共同参画の推進』の施策の方向性との整合性を確保した計画です。施策の推進にあたっては、本市の各種計画と連携を図りながら進めます。

（６）この計画の推進にあたっては、市民、事業者及び関係機関・団体と協働で取り組むことを前提としています。

（７）この計画は、期間内に社会情勢の変化などにより新たに発生した問題についても、柔軟かつ積極的に取り組む、実効性のある計画です。

２　計画の期間

2017 年度(平成２９年度)から 2021 年度(平成３３年度)までの５年間とします。

３　計画の基本理念

日本国憲法は、個人の尊厳と法の下の平等をうたっており、また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行への配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

そこで、これらの理念を基礎として、この計画の基本理念を次のとおり定め、「木更津市基本構想」の将来都市像である「魅力あふれる　創造都市　きさらづ～東京湾岸の人とまちを結ぶ　躍動するまち～」にふさわしい男女共同参画社会の実現を目指します。

◎多様化した個人の価値観やライフスタイルに対応できる男女共同参画社会の実現
◎あらゆる分野における男女の対等な活躍
◎家庭生活と仕事や地域活動などとの両立に向けた社会的支援の実現
◎配偶者等からの暴力の根絶と人権の尊重

４　計画の将来像

この計画では、次のような将来像(めざすまちの姿)を設定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

将来像：男女が互いに認め合い、共に活躍できる豊かで活力のある社会

５　計画の基本目標

この計画では、本市の現状を踏まえ、次のような目標のもと、基本理念の実現を目指します。

Ⅰ　人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

私たちのめざす男女共同参画社会は、一人ひとりの人権が尊重され、男女の別なく、個性と能力を発揮することができる社会です。

しかしながら、固定的な男女の役割分担を前提とした慣行は、依然として存在し、男女が平等になっているとは必ずしも実感できない状況です。

このことから今後とも、固定的な男女の役割分担意識を解消し、一人ひとりの人権の尊重を基盤にした男女共同参画社会の形成のための教育・学習の一層の充実を図っていくことが大変重要になります。

また、個人の人権の尊重という観点から、配偶者等からの暴力の根絶や、メディアにおける人権侵害防止への配慮も重要な課題であり、そのための総合的な取組みを推進します。

Ⅱ　あらゆる分野で男女が共に参画できる制度・条件づくり

私たちのめざす男女共同参画社会は、あらゆる分野において男女が性別にとらわれることなく、対等な立場で、共に参画し、協力し合う社会です。

多様な考え方を活かした豊かで活力のある社会を築いていくために、あらゆる分野の政策・方針決定過程などで、男女が共に責任をもって関わっていけるよう一層の参画への取組みを進めていきます。

また男女ともに働き方の見直しなどを進め、各種制度等の整備を推進します。

Ⅲ　誰もが仕事と生活の調和の取れる社会づくり

私たちのめざす男女共同参画社会は、仕事、家庭生活、地域活動等において男女が共にバランスをとって参画できる社会です。

地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、男女が安心して子育てや介護等を行い、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

Ⅳ　誰もが自立し、安心して暮らせる生活環境づくり

私たちのめざす男女共同参画社会は、すべての人が自立して、安心で健やかに暮らせる社会です。

男女が充実した豊かな生活が営めるように、生涯にわたる健康の保持・増進を図り、高齢者や障害者が生きがいを持って暮らすことができ、子どもが犯罪などに巻き込まれることのない安全で健やかに育つことができる、生活環境づくりを推進します。

また、少子・高齢化や核家族化が急速に進むなか、妊娠・出産、育児並びに家族の介護などについて市民の要望に対応した支援体制の整備充実を促進します。

さらに、東日本大震災の教訓を生かすため、男女共同参画の視点を取り入れた防災施策についての取組みを推進します。

Ⅴ　計画を積極的に進める体制づくり

本計画の円滑な推進を図るため、推進計画の周知に努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた体制づくりを進めます。

全庁的な男女共同参画に向けた施策を推進するとともに、継続的に施策の進捗状況の把握及び評価を行い、施策の効果的な推進が図られるよう適正な進行管理に努めます。

６　計画の体系

計画の体系は、次のとおりとします。

基本目標	主　要　課　題	施　策　の　方　向
Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	１配偶者等からの暴力の根絶と人権の尊重に努めます。	(1) 人権を尊重する環境づくりの推進
		(2) 配偶者等からの暴力（ＤＶ等）の根絶と被害者への支援
	２生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を促進します。	(1) 学校等における男女共同参画に関する教育・学習の促進
		(2) 家庭・職場・地域における男女共同参画に関する教育・学習の促進
	３男女共同参画の視点に立った意識の変革と制度・慣行の見直しを進めます。	(1) 固定的な男女の役割分担意識の是正と慣行の見直し
		(2) 男女共同参画に関する調査研究の推進と情報の収集及び提供
Ⅱ あらゆる分野で男女が共に参画できる制度・条件づくり	１政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。	(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
		(2) 女性の人材育成の推進と情報収集・整備
	２労働の場における男女共同参画を進めます。	(1) 就労の機会均等と労働環境の整備
		(2) 働く女性の母性健康管理及び母性保護に関する啓発
Ⅲ 誰もが仕事と生活の調和の取れる社会づくり	１家庭・地域社会における男女共同参画を促進します。	(1) 家庭における男女共同参画の促進
		(2) 地域活動における男女共同参画の促進
		(3) 国際的視野に立った男女共同参画の促進
	２仕事と家庭の両立支援の充実を進めます。	(1) 仕事と生活の調和の促進
		(2) 仕事と育児・介護の両立の支援
Ⅳ 誰もが自立し、安心して暮らせる生活環境づくり	１生涯を通じた健康支援と福祉の充実を進めます。	(1) 生涯を通じた男女の健康保持への支援
		(2) 高齢者・障害者の生活支援の充実
	２少子化社会に対応した社会全体での子育て支援の充実を進めます。	(1) 安心して子育てができる環境の整備
	３防災分野における男女共同参画を推進します。	(1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進
Ⅴ 計画を積極的に進める体制づくり	１推進体制の充実に努めます。	(1) 庁内推進体制の充実
		(2) 計画進行の適正管理

第３章

課題別施策内容

基本目標Ⅰ　人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

主要課題　１　配偶者等からの暴力の根絶と人権の尊重に努めます。

男女の人権の尊重は、一人ひとりが個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会づくりの基盤となるものです。

しかしながら、異性や子ども、高齢者への身体的、精神的、性的、経済的などの暴力が様々な形で社会に存在し、また、各種メディアによる性の差別につながる表現など、必ずしも個々の人権が尊重されているとはいえない状況が見られます。

このようなことから、あらゆる場を通じて人権尊重の意識を育成するとともに、ＤＶについては、時には命にもかかわる重大な人権侵害であるため、根絶に向けて様々な機会を通じて意識啓発に力を入れるとともに、被害者への支援体制を推進します。

【指標】

人権尊重をテーマとした講座等の参加者数

現状値　―　人（平成 27 年度）→50 名/年（平成 33 年度）

乳児家庭全戸訪問事業実施率の増加

現状値　96.9%（平成 27 年度）→100%　（平成 33 年度）

乳幼児健康診査未受診率の減少

現状値　乳児 3.8%、1 歳 6 ヶ月児 1.4%、3 歳児 4.9%

（平成 27 年度）→　減少（平成 33 年度）

DV 相談に関わる職員等の研修等への参加

現状値　年１回 （平成 27 年度）→年２回以上（平成 33 年度）

DV 相談窓口の周知・啓発回数

現状値　年１回 （平成 27 年度）→年２回以上（平成 33 年度）

施策の方向（1）人権を尊重する環境づくりの推進

誰もがお互いを尊重する社会づくりのための環境整備や広報・啓発活動を進めます。また、市広報・出版物などにおいて性差別につながらない表現の促進に努める一方、近年普及が著しいＳＮＳ等のメディアから様々な情報を正しく理解していくための啓発を進めます。

具体的施策 ① 人権の尊重に関する意識の高揚

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
人権尊重についての広報・啓発	木更津人権擁護委員主催により、主に 12 月の人権週間中に各種啓発活動を行い、地元地方紙を通じ広報を行います。	市民活動支援課
	人権問題に対する市民の理解を深め、人権意識の高揚を高めるため、チラシの配布等の各種啓発活動を行います。	生涯学習課
人権尊重をテーマとした講座・研修会等の開催	木更津人権擁護委員協議会主催により、4 市人権擁護委員を対象に、講演会・研修会を開催します。	市民活動支援課
	求めに応じて幼稚園・保育園・小学校等へ訪問し、人権に関する講話等を行います。	市民活動支援課
	学校教育･社会教育関係者等を対象に、講演会・研修会を開催します。（年１回）	生涯学習課
各種相談窓口での情報の提供	年間を通じ、窓口及び電話等による各種相談窓口等の問い合わせに対し、情報の提供を行います。	市民活動支援課
県・自治体等との情報交換	県内任意の市町村で構成される「千葉県市町村人権施策連絡会」へ参加し情報交換を行います。	市民活動支援課
	木更津市人権擁護委員協議会主催による、4 市の人権擁護委員(常任委員)及び市職の会議に参加し情報交換を行います。	市民活動支援課

具体的施策 ② 人権としての性の尊厳に関する啓発と促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
性の商品化を防ぐための啓発	男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）に啓発記事を掲載します。	企画課
	研修会・講習会等で情報提供します。	企画課
	職員及び青少年補導員により、青少年の健全育成と環境浄化活動の一環として、電柱等に張られた性風俗のビラ・看板等を定期的に撤去します。	まなび支援センター

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
母性に対する正しい認識の啓発	産婦訪問指導・新生児訪問指導を実施します。	健康推進課
	乳幼児健康診査を実施します。	健康推進課

具体的施策 ③ メディアにおける男女共同参画の推進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
男女共同参画の視点からのメディア・看板・印刷物における表現の見直しの促進	市が作成する看板や市民向けの印刷物などの表現について、情報収集に努めます。	企画課
	男女共同参画の視点からみて、ふさわしくない表現については、是正を申し入れます。	企画課

施策の方向（2）配偶者等からの暴力（ＤＶ等）の根絶と被害者への支援

配偶者等からの暴力や虐待、差別は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識に立って、暴力を予防するための啓発活動を推進するとともに、相談しやすい体制を整備し、被害者の安全確保と自立を促すための支援体制の充実に努めます。

また、被害者支援に関わる関係機関が相互に協力し、連携できる体制づくりを進めます。

具体的施策 ① ＤＶ等を根絶するための広報・啓発

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスの防止に関する啓発	男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）に啓発記事を掲載します。	企画課
	研修会・講習会等で情報提供します。	企画課
	11 月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」を中心に啓発活動を行います。	子育て支援課
セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスを理解するための学習機会の充実	男女共同参画フォーラムで女性に対する暴力に関する講座を設けます。	企画課
こどもへの虐待を防止するための啓発	こどもへの虐待を防止するため、学校教諭、地区民生・児童委員、家庭相談員等との連携を強め、情報を共有します。	子育て支援課

具体的施策 ② 被害者に対する相談・支援体制の整備

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
ドメスティック・バイオレンスと児童虐待被害者に対する相談・支援	配偶者やパートナーからの暴力や子どもに対する暴力等に対応するため、相談に対して適切な助言をして、問題の解決を図ります。	子育て支援課
ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為や高齢者虐待の被害者保護のための住民票の写し等の交付制限	被害者等からの申出により、被害者と被害者の同一の世帯員を加害者の暴力から保護するため、住民票の写し等の交付を制限します。	市民課

具体的施策 ③ 関係機関との連携の強化

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
関係機関との連携の強化	関係機関との連携を強化します。	子育て支援課

主要課題 ２　生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を促進します。

男女の性別によって役割を固定化する役割分担意識やそれに基づく慣行などは、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害になっています。

こうした意識の解消のためには、教育の果たす役割が極めて重要になっており、学校、地域、家庭などのさまざまな場において、男女共同参画に関する教育・学習の充実に努めます。

施策の方向（1）学校等における男女共同参画に関する教育・学習の促進

本市では、学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて、指導の充実を図っています。また、学校教育関係者に対する研修の充実や、男女共同参画の視点に立った学校運営など、学校教育や就学前の教育など教育全体を通じての男女共同参画に関する理解の促進に努めます。

具体的施策 ① 学校等における男女共同参画に関する教育・学習の促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
技術・家庭科の男女共修の徹底	各学校での技術家庭科の共修を徹底します。	学校教育課
保健体育の男女共修の促進	保健体育科担当教員に対し､各学校において可能な領域や種目で共修を実践することを働きかけます。	学校教育課
ＰＴＡや保護者に対する男女共同参画教育理解への働きかけ	全教育活動を通した男女共同参画に関する教育の実施について、ＰＴＡ・保護者に理解を得ると共に、男女共同参画を図ります。	学校教育課
教職員に対する研修の実施	教職員が人権に関する正しい理解と認識を深め、指導力と資質の向上を図るため、計画的な研修を推進します。	学校教育課
教職員への男女共同参画学習の促進	求めに応じて教職員の研修会へ講師を派遣します。	企画課
	千葉県男女共同参画地域推進員事業として、中学校全校生徒を対象として、教職員と共同して寸劇を実施します。	企画課
	教職員へ男女共同参画に関する資料を提供します。	企画課

具体的施策 ②就学前における男女共同参画に関する教育・学習の促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
保育園における男女共同参画教育の推進	保育園の日常生活の中で、並び順・当番活動など、男女を区別することなく保育します。	子育て支援課
保育士への男女共同参画学習の促進	求めに応じて保育士の研修会へ講師を派遣します。	企画課
	保育士へ男女共同参画に関する資料を提供します。	企画課

施策の方向（2）家庭・職場・地域における男女共同参画に関する教育・学習の促進

社会のあらゆる場で、男女共同参画に関する社会教育・生涯学習が進められるよう機会の充実と環境の整備に努めます。また幼少期から男女共同参画の視点にたった家庭教育が行われるよう、保護者に対する学習の機会と情報の提供に努めます。

具体的施策 ① 社会教育の場における男女共同参画に関する教育・学習の促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
男女共同参画の視点にたった多様な学習メニューの設定	公民館と連携し、公民館で開催されている学習プログラムを開発するとともに、既存の学級講座を見直し、男女共同参画に関するテーマを積極的に取り入れます。	生涯学習課
男女共同参画の視点にたった家庭教育学級・講座の開催	各公民館で男女共同参画の視点にたった家庭教育学級・講座等を開催します。	公民館
保育つき学級・講座の充実	社会教育施設等で開催する各種学級・講座の保育活動を実施し、子育て中の保護者が安心して学ぶことができる環境を整備します。	生涯学習課
	各公民館で開催する各種学級・講座の保育活動を実施し、学びやすい学習環境を整えます。	公民館
	保育グループ活動の充実を支援し、保育ボランティア養成講座の開催により保育ボランティアの担い手づくりを図ります。	生涯学習課

具体的施策 ② 家庭や地域における男女共同参画に関する教育・学習の促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
家庭教育学級のリーダー養成及び事業の充実	市内各家庭教育学級において、運営組織の充実化をめざし、学級のリーダー養成に努めるとともに、運営スタッフの研修活動を充実させます。	生涯学習課
家庭教育推進協議会の充実	子育て支援の充実を目指し、子育ての悩みや疑問の解決を図るため、家庭教育のあり方について啓発活動を推進します。	生涯学習課
男女共同参画教育の家庭への働きかけ	園児の保護者に対して、「園だより」や行事「運動会・保育参観等」の機会に、協働した子育てを理解してもらえるよう啓発します。	子育て支援課
家庭における男性の共同参画の促進	男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）に掲載します。	企画課
家庭・地域・職場における意識の喚起	男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）に掲載します。	企画課
	各種研修会で相談窓口を周知します。	企画課

主要課題 ３　男女共同参画の視点に立った意識の変革と制度・慣行の見直しを進めます。

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女共同参画社会の形成という視点から見た場合、男女の自由な活動の選択をしにくくしたり、男女不平等な取扱いになっている場合があります。

そのため、一人ひとりの個性と能力を認め合い、自立する精神を育むため、固定的な男女の役割分担意識を解消し、そうした意識に基づく制度・慣行を男女共同参画の視点から見直しを進めます。また、本市の男女共同参画推進の状況を的確に把握するための調査・研究及び情報の提供に努めます。

【指標】
男女共同参画フォーラム参加者数
現状値　150 人/年（平成 27 年度）→200 人/年（平成 33 年度）
男女共同参画情報紙配布数
現状値　44,700 部/年（平成 27 年度）→60,000 部/年
（平成 33 年度）

施策の方向（1）固定的な男女の役割分担意識の是正と慣行の見直し

職場や家庭、地域などにおける制度や慣行について、男女共同参画の視点に立って見直し、その解消に向けて継続的な広報・啓発に努めます。

具体的施策 ① 男女共同参画に関する広報・啓発

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
「男女共同参画フォーラム」の開催	「男女共同参画フォーラム」を複数回開催します。	企画課
男女共同参画週間にあわせた広報・啓発	男女共同参画フォーラムのうち 1 回を男女共同参画週間期間中に開催します。	企画課
	男女共同参画週間の属する 6 月に男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）を発行します。	企画課
男女共同参画に関する出前講座の実施	求めに応じて、研修会・講習会等へ職員を講師として派遣します。	企画課

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
市職員の男女共同参画施策に関する意識高揚を図る働きかけ	庁内へ啓発資料を提供します。	企画課
	職員研修の１コマに、男女共同参画に関する研修を入れるよう依頼します。	企画課
国・県・他自治体の啓発事業等への参加促進	男女共同参画社会づくりに向けての全国会議(内閣府主催)等の国・県・他自治体主催事業開催を周知し、参加を促進します。	企画課

具体的施策 ② 法律・制度の理解促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
人権保障に関する条例・法令等の広報	男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）へ掲載します。	企画課
女性に関わる法制度についての研修会の開催	男女共同参画フォーラムの内容に盛りこみます。	企画課

施策の方向 (2) 男女共同参画に関する調査研究の推進と情報の収集及び提供

意識づくりを推進するためには、多くの人たちが男女共同参画に関する様々な情報を共有することが必要です。そのため、男女共同参画に関する調査研究を進め、多様な媒体を有効に活用して情報を収集し、誰もが理解を深めることができるような配慮のもと、その提供に努めます。

具体的施策 ① 男女共同参画に関する調査研究の推進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
各種統計資料の収集	国・県・市の統計資料の収集を随時行います。	企画課
あらゆる機会を使っての情報収集	ちば男女共同参画行政担当者連絡会議に出席します	企画課
	国・県主催事業等に出席し、情報収集します。	企画課
	あらゆる機会を使って他自治体と情報交換をします。	企画課

具体的施策 ② 各種の情報提供機能の充実

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
男女共同参画情報紙の発行	男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）を発行します。	企画課
「広報きさらづ」及び市ホームページ等の積極的な活用	ホームページへ男女共同参画施策を掲載します。	企画課

基本目標Ⅱ　あらゆる分野で男女が共に参画できる制度・条件づくり

主要課題　1　政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

女性の参画は、様々な分野で進んできていますが、行政の施策や社会における運営方針決定の場は、男性が多数を占めている状況である一方、女性は責任を持って、運営方針決定の場に参画する意識が消極的である場合が多いため、それを高める必要があります。男女が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮し、活躍する機会が確保され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会の形成のため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、女性の政策・方針決定過程への実質的な機会均等を確保し、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)への理解を求めていくとともに、能力開発(エンパワーメント)を促す教育・学習機会の充実に努めます。

【指標】

審議会等の女性委員の割合
　現状値　30.7%（平成 27 年度）→ 40%（平成 33 年度）

女性委員を委嘱している審議会等の増加
　現状値　89.1%（平成 27 年度）→ 100%（平成 33 年度）

審議会等委員の公募の実施
　現状値　54.3%（平成 27 年度）→ 70%（平成 33 年度）

市管理職の女性割合
　現状値　11.2%（平成 27 年度）→ 15%（平成 33 年度）

市男性職員の育児休業取得率
　現状値　　0%（平成 27 年度）→ 5%以上（平成 33 年度）

経営協定締結数
　現状値　22 戸（平成 27 年度）→ 25 戸（平成 33 年度）

施策の方向（1）政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

政策・方針決定の場への参画を促進するための登用方法や制度の見直しに努め、本市における審議会などへの女性委員の参画を促進します。また、意欲と能力を持った女性が積極的に活躍できるよう、社会のあらゆる分野における方針決定の場への女性の参画促進に努めます。

具体的施策 ① 審議会等委員への女性の参画促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
審議会等における女性委員の構成比率の拡大	女性の意見を政策や方針に反映させる必要があることから、「附属機関等の委員の選任等指針」に基づく委員選出の促進を図り、審議会等における女性委員の構成比を高めます。	職員課 （各課）
女性委員を委嘱している審議会の増加	女性委員を委嘱している審議会の増加を図ります。	各課
審議会等委員の公募の実施	審議会等委員の公募を実施します。	各課

具体的施策 ② 女性の積極的登用の促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
民間企業・団体等における管理職・役員への女性の登用促進の働きかけ	男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）へ登用促進に関する記事を掲載します。	企画課
	男女共同参画に関する研修会・講習会等で、求めに応じて女性の登用についての働きかけをします。	企画課
女性の方針決定の場への参画の促進	商工業における関係団体の女性の活動の強化及び各種行事イベントへの積極的な女性参加のための指導・協力を図ります。	産業振興課
	家族経営協定締結セミナーへの参加を促進し、調印を推進します。	農林水産課
市女性職員の管理・監督者への人材育成・積極的登用	市女性職員の管理・監督者への人材育成・積極的登用を図ります。昇格基準(平均的在級年数)を満たす職員については、自己申告や人事評価による上司の評価、仕事に対する知識・技術、部下の把握・育成能力、対外的折衝能力、問題解決能力等の優れたものは積極的に登用していきます。	職員課

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
女性教職員の管理職への積極的登用の働きかけ	女性教職員のための研修会を支援します。	学校教育課
	管理職研修会を開催し、女性の参加を積極的に促します。	学校教育課

施策の方向（2）女性の人材育成の推進と情報収集・整備

女性の能力開発や人材の育成のための学習機会の充実に努めるとともに、個人情報の保護に配慮しつつ、女性の人材に関する情報を収集・整備し、必要に応じて提供できる体制の充実に努めます。

また、男女共同参画社会の実現に向けて活動する個人や団体への支援を行い、相互交流を促進し、連携体制の構築などの取組みを支援します。

具体的施策 ① 女性の能力開発と女性指導者の育成

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
女性リーダー育成のための講座の開設	木更津市主催及び共催事業として、木更津市女性生活セミナーや女性の社会参加活動促進事業を実施し、女性の社会参加のあり方についての研修活動を実施します。	生涯学習課
国・県・他自治体の育成事業への参加促進	男女共同参画社会づくりに向けての全国会議（内閣府主催）等の国・県・他自治体主催事業開催を周知し、参加を促進します。	企画課
	国・県及び他市町村が実施する女性エンパワーメントのための各種事業について、啓発活動を実施するとともに、事業への市民の参加を促します。	生涯学習課

具体的施策 ② 女性団体の活動及び連携に対する支援

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
女性団体活動への支援	社会教育活動の一層の充実を図り、各種事業を円滑に執行するため、女性団体の求めに応じ支援活動を実施します。	生涯学習課

具体的施策 ③ 女性の人材に関する情報の収集及び提供

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
女性の人材発掘の推進	男女共同参画フォーラムの運営等を通じて情報収集し、適切な人材を発掘します。	企画課

主要課題 ２　労働の場における男女共同参画を進めます。

女性の職場進出が進む中、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など法制面での充実が図られてきたことなどにより、女性の働く環境の整備は進んできましたが、実際の雇用の場における男女の不平等感は、依然として強い状況にあります。

また、農業・商業などの自営業においては、女性が重要な役割を担いながらも、評価されていない状況にあります。

こうした中、平成 27 年 8 月には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。

労働の場における男女共同参画を実現するために、女性が社会的に十分尊重され、保護、評価されるとともに、男性も女性も雇用・就業形態の多様化に対応し、そのライフスタイルに応じて柔軟に働き方を選択でき、能力を発揮できる労働環境づくりに努めます。

【指標】
女性認定農業者数
現状値　16 人（平成 27 年度）→ 19 人（平成 33 年度）

施策の方向（1）就労の機会均等と労働環境の整備

一人ひとりがその能力を十分に発揮し、やりがいを持って働けるよう、労働の場における男女共同参画を確立するための施策を推進します。また、雇用・就業形態が多様化する中において、適切な処遇・労働条件が確保されるよう支援に努めます。

具体的施策 ① 男女の均等な雇用機会等の確保に向けた広報・啓発

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイマー労働法等についての普及啓発	市の広報紙・ホームページの活用及び関係資料の掲示により、労働基準法・男女雇用機会均等法・育児介護休業法・パートタイマー労働法等についての普及啓発を行います。	産業振興課

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
関係機関・団体との連携による男女の均等な雇用機会等の確保に向けた啓発の促進	市の広報紙・ホームページの活用及び関係資料の掲示により、労働基準法・男女雇用機会均等法・育児介護休業法・パートタイマー労働法等についての普及啓発を行います。	産業振興課

具体的施策 ② 女性の能力開発と経営参画の促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
経営・労働環境の向上の促進	家族経営協定締結セミナーへの参加を促進し、調印を推進します。	農林水産課
	市の広報紙・ホームページの活用及び関係資料の掲示を行います。	産業振興課
女性の技術・経営管理能力の向上の促進	千葉県君津農業事務所の行う女性向けのセミナー等の活用を推進します。	農林水産課
	国・県及び木更津商工会議所等関係団体の研修会・講習会等の開催情報を収集し、市の広報紙・ホームページの活用及び関係資料の掲示により、関係情報の提供を行います。	産業振興課
女性の経営参画の促進	農山漁村男女共同参画フォーラムの参加を推進し、経営参画を促進します。	農林水産課
	木更津商工会議所女性部との情報交換を行うことにより、団体の強化を図り、女性の経営参画を促進します。	産業振興課
県・関係機関・団体との連携の推進	関係機関と連携し、女性の共同参画の場を設け、推進を図ります。	農林水産課
	女性組織(ＪＡ女性部・漁協婦人部・千葉県君津農業事務所等)と協力し、ネットワークの準備を支援します。	農林水産課
認定農業者制度の周知と支援推進	関係機関と連携し認定農業者制度を普及し、女性認定農業者の認定を推進します。	農林水産課

具体的施策 ③ 再就職希望者等の就労情報提供と就業環境改善

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
関係機関・団体との連携による再就職希望者等の就労に関する情報の収集・提供	市の広報紙・ホームページの活用及び関係資料の掲示を行います。	産業振興課
中小企業資金融資対策事業の推進	男女とも経営において経済的に安定的な経営が行えるように、中小企業資金融資対策事業を推進します。	産業振興課
勤労者退職金等共済掛金補助金交付事業の推進	国の退職金制度の加入促進のため、市が加入者を有する事業者に対し、掛け金の一部を助成することにより、男女ともに福利厚生環境の改善を図ります。	産業振興課

具体的施策 ④ 関係機関との連携の強化

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
関係機関との連携の強化	関係機関との連携を強化します。	産業振興課

施策の方向（2）働く女性の母性健康管理及び母性保護に関する啓発

男女雇用機会均等法の母性健康管理措置及び労働基準法の母性保護規定の周知を図ります。

また、働く女性の母性が社会的に尊重され保護されるよう意識啓発に努め、母性の健康管理を推進します。

具体的施策 ① 妊娠・出産・育児に関する保護規定や支援制度の啓発

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
労働基準法の母性保護規定に関する啓発	研修会・講習会等で情報提供します。	企画課
働きながら出産・育児を望む女性への情報の提供	母子健康手帳の活用について周知します。（母性健康管理指導事項連絡カード）	健康推進課

基本目標Ⅲ　誰もが仕事と生活の調和の取れる社会づくり

主要課題　１　家庭・地域社会における男女共同参画を促進します。

少子高齢社会、労働人口の減少、家族形態の多様化など、家庭を取り巻く社会環境が変化する中で、依然として、男性は仕事中心であり、子育てや介護などの多くを女性が担い、女性にとって大きな負担となっています。男性も意識の変化が進んでいますが、依然として固定的な性別役割分担意識への偏りは存在し、男性のさらなる参画が求められる状況です。

したがって、家庭における家事・育児・介護などが男女の共同責任であることについての認識をより深め、共同参画を促すための啓発や学習機会の充実に努めます。

ＰＴＡ活動の多くが女性により担われており、また防災活動の多くは男性により担われている状況にあります。そこで、男女が共に積極的に地域活動への男女共同参画を促進するための啓発に努めます。

政治や経済、文化などあらゆる分野において、ますます国際化が進展する中、本市で生活する外国人は今後もさらなる増加が見込まれます。そのような地域社会において外国人と相互に理解し合い、安全に生活し、活躍できる環境づくりに努めます。

【指標】
自主防災組織等の防災訓練などへの女性の参加割合
現状値　40% /年（平成 27 年度）→ 50% /年（平成 33 年度）
ALT（外国語指導助手）配置率
現状値　70%　（平成 27 年度）→ 80%（平成 33 年度）

施策の方向（1）家庭における男女共同参画の促進

家庭における男女の固定的な役割分担意識の解消を図り、男性の積極的な参画を進める広報・啓発に努めます。

具体的施策 ① 家事・育児・介護等への男性の参画促進のための啓発

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
家事・育児・介護に関する男女共同参画の浸透	男女共同参画フォーラムの内容に盛りこみます。	企画課
	男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）に記事を掲載します。	企画課
男女で参加できる家事・育児や在宅介護・看護のための講座・講習等の開催	家族が抱えてきた介護の不安等を解消すべく、介護保険制度の周知を促進します。	高齢者福祉課
	「子育て支援センター・ゆりかもめ」において、相談や講習会等を実施します。	子育て支援課
男性のための家事・育児講習等の開催	各公民館で男性のための家事・育児講習等を開催します。	公民館

施策の方向（2）地域活動における男女共同参画の促進

地域活動やボランティア活動への男性の参画を促進するとともに、防災や地域の活性化、環境保全などへの女性の参画を進め、地域活動において男女共同参画の促進が図られるよう啓発を行っていきます。

具体的施策 ① 地域活動・ボランティア活動などへの参加促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
女性の地域における防災活動等への参画促進	自主防災組織等の防災訓練や講習等での女性の積極的な参加を促します。	総務課
女性の地域やボランティア団体代表への就任促進	各種団体の代表者として、性別にとらわれず、有能な人物を代表者として選出できる社会教育施策を推進します。	生涯学習課
男性の地域活動への参加機会の拡大促進	地域で活動する男性(特に父親)が社会教育施設や地域行事に積極的に参加できるような体制づくりをします。	生涯学習課
公民館ボランティア活動の促進	各公民館で地域課題の解決に向けた事業に取り組む中で、男女の区別なく地域活動に積極的に取り組む人材を育成していきます。	公民館
幅広い年齢層に応じた各種学級・講座の開催	各公民館で幅広い年齢層に応じた各種学級・講座を開催します。	公民館
地域総合型スポーツクラブへの支援	各公民館で地域総合型スポーツクラブを求めに応じて支援します。	公民館
地域コミュニティー活動の拠点としての公民館の活用促進	各公民館で市民の自己啓発と地域コミュニティーの形成を支援する幅広い公民館活動を促進します。	公民館

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
市民活動支援事業の推進	市民活動支援センターを拠点として、男女ともに地域における市民活動への参画の推進に努めます。	市民活動支援課

施策の方向（3）国際的視野に立った男女共同参画の促進

外国人の増加にともない、地域社会への外国人の参加の必要性が高まっていることから、多言語での情報提供を行うとともに、多文化共生社会づくりに向けた施策を推進し、だれもが安心して生活し、活躍できる環境づくりを促進します。

また、姉妹都市をはじめとする諸外国との交流・連携及び国際協力などを通して国際理解を促進するとともに、男女共同参画の国際的な動向について情報収集し、提供に努めます。

具体的施策 ① 国際理解と交流の促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
市民の国際理解の促進と情報の提供	木更津市国際交流協会へ情報提供等支援を行います。	企画課
	市ホームページに、国際理解のための記事を掲載します。	企画課
学校における国際理解教育の推進	異文化交流体験等の国際理解教育を支援します。	まなび支援センター
	市立小中学校に外国語指導助手（ＡＬＴ）を配置し様々な国の文化にふれる機会を促進します。	まなび支援センター
姉妹都市をはじめとする海外都市との相互交流の推進	姉妹都市オーシャンサイド市をはじめとする海外都市と情報交換します。	企画課
	市ホームページで姉妹都市をはじめとする海外都市の情報を公開します。	企画課
外国人観光客のための外国語表示・標識の設置の促進	外国人観光客が、分かりやすく観光できるために、観光案内板の改修など外国語表示の充実を図り、外国人観光客の誘致促進を図ります。	観光振興課
外国語版観光ガイド等の作成	外国語版観光ガイド等を作成し、本市来訪の外国人観光客に配布することにより、利便性の向上及び国際会議観光都市としての受け入れ体制の整備により、国際会議等の顧客誘致の推進を図ります。	観光振興課

具体的施策 ② 外国人が暮らしやすい環境づくりの促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
各種案内板等の外国語表示・標識の設置の促進	市設置の各種案内板に、英語表記をするよう要望します。	企画課
	市の施設(庁内掲示を含む)を外国人にもわかるような表示にするよう要望します。	企画課
外国語版による各種情報の提供	ホームページに多言語の生活情報を掲載します。	企画課
在宅外国人の育児支援	外国人用の母子健康手帳の配付をします。	健康推進課
	乳幼児健康診査を実施します。	健康推進課

主要課題 ２　仕事と家庭の両立支援の充実を進めます。

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。

家事・育児・介護などの家庭責任を男女双方がともに担うことを共通認識とし、仕事と家庭生活の調和のとれた働き方へとつながる社会環境づくりに努めます。

【指標】
待機児童数
　現状値　65 人（平成 27 年度）　→　　０人（平成 33 年度）
学童クラブ設置数
　現状値　31 箇所（平成 27 年度）→ 35 箇所（平成 33 年度）

施策の方向（1）仕事と生活の調和の促進

多様な働き方・生き方が選択でき豊かな生活を営めるよう、仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための広報・啓発に努めます。

具体的施策 ① ワーク・ライフ・バランス促進のための啓発

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
ワーク・ライフ・バランス促進のための啓発	研修会・講習会等で情報提供します。	企画課
	男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）へ掲載します。	企画課
	男女共同参画フォーラムの内容に盛りこみます。	企画課

施策の方向（2）仕事と育児・介護の両立の支援

仕事と育児・介護との調和が図れるよう育児・介護休業法の周知と制度利用の促進を図る啓発に努めるとともに、支援体制の整備に努めます。

具体的施策 ① 仕事と育児・介護の両立のための啓発

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
育児・介護支援サービス情報の提供	保育園入園や子育てに関する情報をホームページや広報紙により提供します。	子育て支援課
	高齢者支援や介護保険制度に関する情報をホームページや広報により提供します。	高齢者福祉課
育児・介護休業制度の普及・啓発	研修会・講習会等で情報を提供します。	企画課
男性の育児介護休業取得促進のための啓発	男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）へ掲載します。	企画課
	研修会・講習会等で情報提供します。	企画課
ＩＣＴを活用した子育て世代女性支援	ＩＣＴを活用した子育て支援、キャリアアップ支援等を行うサイトの運用を通じ、子育てしながら働きやすい環境づくりを促進し、女性の社会参加・社会進出を進めます。	情報政策課

具体的施策 ② 保育・介護のための体制整備

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
介護支援サービスの推進	身近な日常生活圏域に密着した介護サービスの拠点となる施設を整備充実させ、利用者ニーズにあった介護サービスの充実に努めていきます。	高齢者福祉課
	介護を必要とする障害者に対して、障害の程度に応じて介護支援サービス等を実施します。	障害福祉課
多様化する保育ニーズへの対応	公立及び私立保育園において、乳児保育、障害児保育、延長保育、一時保育、休日保育等を実施するとともに、保育園入園待機児童の発生防止を図るため民間事業者による保育園の建設を促進し、保育サービスの向上を図ります。	子育て支援課
学童保育(放課後児童健全育成事業)への支援	市内の小学校等に在籍する児童で、下校後家庭において監護する者がいない児童を保育する事業者に対し、補助金を交付し、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課

基本目標Ⅳ　誰もが自立し、安心して暮らせる生活環境づくり

主要課題　1　生涯を通じた健康支援と福祉の充実を進めます。

女性も男性も互いの違いを認め合い、身体の特徴を十分に理解し、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となるものです。とりわけ、女性は、生涯を通じて男性とは異なる健康上の配慮が求められることがあります。このため、女性が、自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにするため、生涯を通じた健康支援対策の推進に努めます。

また、高齢者や障害者も、その人が持つ可能性を最大限に発揮して、社会活動に積極的に参加できるような支援体制の整備に努めます。

【指標】

がん検診受診率の向上

現状値（平成 27 年度）胃がん 2.2%→（平成 33 年度）10%以上

子宮頸がん 8.4% →　30%以上

肺がん 3.7% →　15%以上

乳がん 11.5% →　30%以上

大腸がん 5.8% →　20%以上

若年期（30 歳代）健康診査受診率の向上

現状値　8.6%（平成 27 年度）→ 10%以上（平成 33 年度）

特定健康診査受診率の向上

現状値　44.7%（平成 27 年度）→ 増加（平成 33 年度）

施策の方向（1）生涯を通じた男女の健康保持への支援

心身の健康や性に関する教育や相談、情報提供などを充実させ、男女の互いの性や健康についての理解の促進と日々の健康づくりを支援します。また、女性の

健康保持への支援については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などの各段階に応じて、意識啓発・相談事業等の健康支援施策を推進します。

具体的施策 ① 性と生殖に関する尊厳性の啓発と健康の推進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
性と生殖に関する尊厳性と健康についての啓発	男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）へ掲載します。	企画課
	研修会・講習会等で情報提供します。	企画課

具体的施策 ② 思春期・妊娠・出産期、更年期、高齢期の健康支援

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
妊娠・出産における健康の支援	母子手帳発行にあわせ、妊娠中の体調の変化や食事についての健康相談を全数実施します。	健康推進課
女性特有のがん予防の推進	乳がん・子宮頸がん予防のための検診や子宮頸がん予防ワクチンについて周知します。	健康推進課

施策の方向（2）高齢者・障害者の生活支援の充実

高齢化の進展などにより、増加している高齢者や障害者が健康を維持し、社会活動に積極的に参加し社会貢献ができる環境づくりに努めるとともに、福祉サービスの充実と地域基盤の整備を図り、自立支援や生きがいづくり支援などの充実を図ります。

具体的施策 ① 高齢者・障害者の自立支援

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
障害者総合支援法に基づく自立を支援する各種事業の実施	平成 25 年度施行された障害者総合支援法に基づき、各種事業を実施します。	障害福祉課
介護予防教室の開催	高齢者ができる限り介護を受けずに健康で生き生きした生活を送れるように支援します。	高齢者福祉課
高齢者の自立支援のための学級の開催	各公民館で、高齢者の生きがいづくりや健康管理を進めるとともに、自主的な活動を支援するため、高齢者学級を開催します。	公民館

具体的施策 ② 高齢者・障害者の社会参加の促進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
障害者総合支援法に基づく社会参加を支援する各種事業の実施	平成 25 年度施行された障害者総合支援法に基づき、各種事業を実施します。	障害福祉課

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
高齢者学級の開催	各公民館で、高齢者が意欲を持って学び、社会活動参加を促進するため、高齢者学級を開催します。	公民館

主要課題 ２　少子化社会に対応した社会全体での子育て支援の充実を進めます。

核家族化やひとり親家庭の増加などにより、子育てに対する負担感、不安感が、未婚の増加や少子化につながっているのではないかという見方もされています。

そのため、子育ての負担感や不安感を緩和し、安心して子育てができるよう、様々な需要に対応した子育て支援サービスの充実を図ります。地域や社会全体で子育てを支え合う仕組みづくりを進めるなど子育て支援体制の整備に努めます。

施策の方向（１）安心して子育てができる環境の整備

就業の有無に関わらず、育児不安や子育ての孤立化に悩む父親や母親、ひとり親家庭の負担に配慮し、不安や負担を軽減するための支援を充実させ、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

具体的施策 ① 安心して子育てするための支援の充実

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
子育てに関する関係機関との連携の充実	子育てに関する各関係機関との情報交換をします。	健康推進課
安心して子育てができる施策の推進	妊産婦訪問指導・新生児訪問指導・乳幼児健康診査・健康相談・健康教室等を実施します。	健康推進課
保育ボランティアの育成及び研修機会の充実	「保育ボランティア養成講座」を開催し、社会教育施設で実施される各種学級講座において保育活動を実施します。	生涯学習課
	講座においては保育に必要な知識の習得を図ります。	生涯学習課
	保育グループ「こあらの会」と連携を深め、保育体制の充実をめざします。	生涯学習課
乳幼児をもつ母親の交流機会の提供	各公民館で、乳幼児と親の交流と情報交換・学習の機会を提供します。	公民館

具体的施策 ② ひとり親家庭等に対する支援の推進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
ひとり親家庭等への医療費等の助成	ひとり親家庭等に医療費等の一部を助成し、福祉の増進を図ります。	子育て支援課
母子・父子家庭等への児童扶養手当の支給	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図るため、手当を支給します。	子育て支援課
母子家庭等への各種援護資金の貸付	母子家庭等への経済的自立を支援するため、県の貸付事業に対し各種援護資金貸付申請の受付事務を行います。	子育て支援課
母子家庭等への自立支援給付金の支給	母子家庭等の親に教育・技能訓練給付金を支給し就業を支援することにより、生活の安定を図ります。	子育て支援課
助産施設及び母子生活支援施設への入所に関する支援	母子家庭等で、経済的事情等により、児童の監護が十分果たせないと認められる場合、母子生活支援施設に入所させ、その自立助長を図ります。	子育て支援課

主要課題 ３　防災分野における男女共同参画を推進します。

東日本大震災では、避難所生活において女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面での女性への配慮の必要性が認識されたところです。男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場への女性の参画を促進します。

施策の方向（1）男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

平常時からの男女共同参画の推進が、防災・復興を円滑に進める基盤となるため、防災の主体的な担い手のひとつとして女性を位置付け、災害予防、被災時、被災後、復興等のすべての場面において、男女共同参画の視点を取り入れた対策を推進します。

具体的施策①　男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
避難所における男女共同参画の促進	避難所における女性等への配慮等を盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成を検討します。	総務課
地域課題の解決に向けた事業の実施	各公民館主催事業やまちづくり協議会の課題解決に向けた取り組みの中で、男女双方の視点に配慮した事業の実施をします。	公民館

基本目標Ⅴ　計画を積極的に進める体制づくり

主要課題　１　推進体制の充実に努めます。

本計画の推進に当たっては、広範囲な分野にわたることから、関係各課や機関などが課題の共有と相互の連絡調整を図り、総合的に計画を推進していくとともに、市民・団体・企業などとの連携を図りながら、市民と行政が一体となった協働にも配意しながら推進します。

また、目標の数値化（指標の設定）を行い、施策の評価・検証を「ＰＤＣＡサイクル」を活用して行います。また、評価・検証後の改善策を協議し、進捗状況とあわせて公表するなど、計画の適正管理に努めます。

施策の方向（１）庁内推進体制の充実

木更津市男女共同参画推進委員会は計画全体の推進に関する審議機関としての機能の強化に努め、木更津市男女共同参画庁内連絡会議や木更津市男女共同参画庁内研究会を通じて全庁的な取組みを推進する一方、男女共同参画の意識を持って職務にあたることができるよう、研修の実施や情報提供などにより、市職員への意識啓発を行います。

また、市民と行政が一体となった協力体制が必要であるため、市民・団体・企業などとの連携を図りながら推進します。

(仮称)木更津市男女共同参画条例制定に向けて検討を進めるとともに、男女共同参画に関わる総合的相談窓口の設置を検討します。

具体的施策 ① 計画の推進体制の充実

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
男女共同参画施策担当部署との連携	施策担当部署と連携した事業(職員研修等)を推進します。	職員課
木更津市男女共同参画推進委員会の充実	男女共同参画の促進に関し、市長の諮問に応じ、調査、審議するとともにその実施について建議します。	企画課
	委員へ国・県・他自治体などの情報提供を行います。	企画課

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
木更津市男女共同参画施策庁内連絡会議の充実	各部等の庶務担当課長等で構成し、本市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。	企画課
	委員へ国・県・他自治体などの情報提供を行います。	企画課
市民の男女共同参画に関する意識調査の実施	市民意識調査を実施する際、男女共同参画に関する事項を盛り込みます。	企画課

具体的施策 ② 市民・団体・企業などとの連携

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
市民・団体・企業等との情報交換の充実	男女共同参画推進委員会において、市民、団体、企業(商工会議所)等の代表と情報交換を行います。	企画課

具体的施策 ③ (仮称)木更津市男女共同参画条例の検討

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
(仮称)木更津市男女共同参画条例制定に向けての検討	(仮称)木更津市男女共同参画条例制定に向けての検討をします。	企画課

具体的施策 ④ 男女共同参画に関わる総合的相談窓口の設置

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
男女共同参画に関わる総合的相談窓口の設置	男女共同参画に関わる総合的相談窓口の設置を検討します。	企画課

施策の方向（2）計画進行の適正管理

本計画の実効性を確保しつつ推進していくため、別表のとおり目標の数値化(指標の設定)を行い、毎年、担当課及び木更津市男女共同参画推進委員会において、進捗状況の点検・評価・検証を「ＰＤＣＡサイクル」を活用して行います。また、評価・検証後の改善策を協議し、進捗状況とあわせて公表するなど、計画の適正管理に努めます。

ＰＤＣＡサイクル

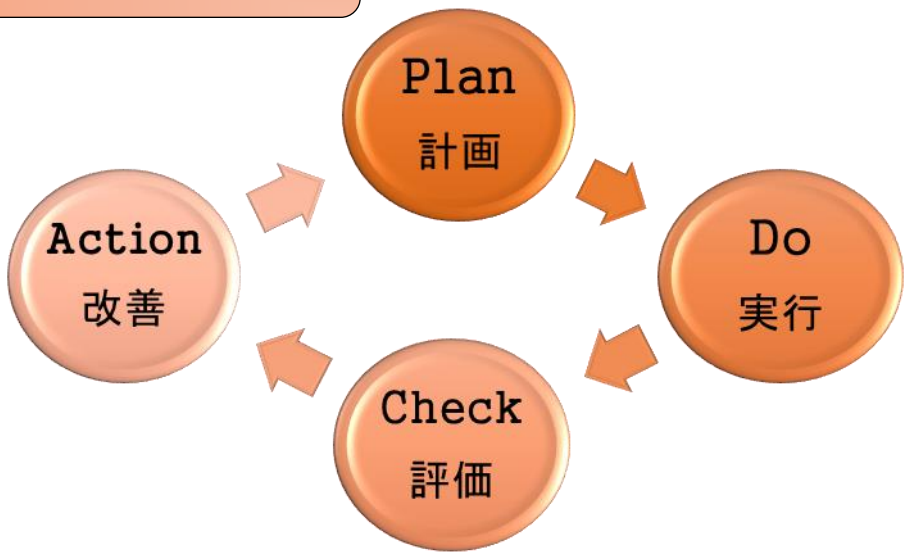

具体的施策 ① 計画の推進状況の把握と公表

事業名等	事業内容及び具体的実施目標	担当課名
市民への計画の周知と意識の高揚	男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）で計画を周知します。	企画課
	各種研修会、講習会で計画を周知します。	企画課
計画の推進について市民・団体・企業等への周知	行政資料室に配置し、閲覧できるようにします。	企画課
	市ホームページに推進状況を公表します。	企画課
	男女共同参画情報紙（広報きさらづ折り込み）に推進状況(概要)を公表します。	企画課
計画の推進状況の把握	毎年度、事業実施結果の点検・評価・検証を行い、改善策を協議し、推進状況とあわせて公表します。	企画課

指　標　一　覧

基本目標	番号	指標名	実績（平成 27 年度）	目標（平成 33 年度）
Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1	人権尊重をテーマとした講座等の参加者数	―	50 名／年
	2	乳児家庭全戸訪問事業実施率の増加	96.9%	100%
	3	乳幼児健康診査未受診率の減少	乳児　3.8% 1 歳 6 ヶ月児 1.4% 3 歳児 4.9%	減少
	4	DV 相談に関わる職員等の研修等への参加	年 1 回	年 2 回以上
	5	DV 相談窓口の周知・啓発回数	年 1 回	年 2 回以上
	6	男女共同参画フォーラム参加者数	150 人／年	200 人／年
	7	男女共同参画情報紙配布数	44,700 部／年	60,000 部／年
Ⅱ あらゆる分野で男女が共に参画できる制度・条件づくり	8	審議会等の女性委員の割合	30.7%	40%
	9	市管理職の女性割合	11.2%	15%
	10	市男性職員の育児休業取得率	0%	5%以上
	11	女性委員を委嘱している審議会等の増加	89.1%	100%
	12	審議会等委員の公募の実施	54.3%	70%
	13	経営協定締結数	22 戸	25 戸
	14	女性認定農業者数	16 人	19 人
Ⅲ 誰もが仕事と生活の調和の取れる社会づくり	15	自主防災組織等の防災訓練などへの女性の参加割合	40%／年	50%／年
	16	ALT 配置率	70%	80%
	17	待機児童数	65 人	0 人
	18	学童クラブ設置数	31 箇所	35 箇所
Ⅳ 誰もが自立し、安心して暮らせる生活環境づくり	19	がん検診受診率の向上	胃がん　2.2% 子宮頸がん　8.4% 肺がん　3.7% 乳がん　11.5% 大腸がん　5.8%	10%以上 30%以上 15%以上 30%以上 20%以上
	20	若年期（30 歳代）健康診査受診率の向上	8.6%	10%以上
		特定健康診査受診率の向上	44.7%	増加

参　考　資　料

男女共同参画関係　用 語･法 律　解　説

男女共同参画社会　→ １ページ

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

国際婦人年　→ ２ページ

１９７２年の第２７回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、１９７５年を国際婦人年とすることが決定されました。

国連婦人の十年　→ ２ページ

１９７５年の第３０回国連総会において１９７６年～１９８５年を「国連婦人の十年 － 平等・開発・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の十年」の中間にあたる１９８０年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」（第２回女性会議）が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる１９８５年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第３回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

女子差別撤廃条約　→ ２ページ

１９７９年１２月、第３４回国連総会において採択され、１９８１年９月に発効しました。

２００９年５月現在の締約国数は１８６カ国。我が国は１９８０年７月に署名、１９８５年６月に批准しました。

締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから１年以内に第１次報告を、その後は少なくとも４年ごとに報告を提出することとなっています。

男女共同参画基本計画　→３ページ

「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第１３条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成２７年１２月２５日に閣議決定されています。

また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第１４条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）　→ １０ページ

配偶者間・パートナー間の暴力のことをいい、身体的に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれます。また、近年被害が報告されている若い世代に起きている恋人間の暴力を「デートＤＶ」といいます。

ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）　→ １５ページ

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスです。

セクシュアル・ハラスメント　→ １７ページ

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成１６年３月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。

なお、「人事院規則１０−１０」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成１０年労働省告示第２０号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定しています。

固定的な男女の役割分担意識（固定的性別役割分担意識）　→ ２０ページ

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方をいいます。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）　→ ２３ページ

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

能力開発（エンパワーメント）　→ ２３ページ

（女性が）自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

家族経営協定　→ ２４ページ

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

認定農業者　→ ２７ページ

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画書を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者、及び特定農業法人で認定農業者とみなされている法人。

ワーク・ライフ・バランス　→ ３２ページ

「仕事と生活の調和」と訳されます。仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすることをいい、企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれています。

平成１９年１２月に政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により、「仕事と生活の調和（ワー

ク・ライフ・バランス）憲章」が策定されました。その後、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、「憲章」・「行動指針」に新たな視点や取組を盛込み、また、政労使トップの交代を機に、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組む決意を表明しました。（平成２２年６月２９日）
現在、様々な取り組みが進められています。

ＩＣＴ（information and communication technology）　→ ３３ページ
情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

○ 男女共同参画社会基本法　→ １ページ
この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

○ 労働基準法　→ ２６ページ
労働基準法は、事業主（使用者）が労働者を使用する場合の最低限必要な労働条件を定め、立場が弱い労働者の保護を図ることを目的とする。
これは日本国憲法第２５条第１項の生存権の理念に基づいたもので、職人の徒弟制度や丁稚奉公、強制労働、賃金の中間搾取などといった前近代的な労働体質を禁止し、公正な労働条件の確保を図ることを目的としている。

○ 男女雇用機会均等法　→ ２６ページ
（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）
この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。また、職場におけるセクシャル・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な配慮を事業主に義務付けている。

○ 育児・介護休業法　→ ２６ページ
（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）
この法律は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか､子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

○ パートタイマー労働法　→ ２６ページ
（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）
この法律は、我が国における少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、短時間労働者の果たす役割の重要性が増大していることにかんがみ、短時間労働者について、その適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて

短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

○ 障害者総合支援法　→ ３５ページ

平成２５年４月から施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」は、平成１８年４月に施行された障害者自立支援法の名称を変更したもの。

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する観点から、障害者（児）の範囲について、これまでの知的・身体・精神障害・発達障害の他に、難病等を追加。また、「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めることになった（平成２６年４月１日施行)。

この他に、重度訪問介護の対象拡大や、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加が盛り込まれた。

（平成２６年４月１日施行)。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年６月 23 日法律第 78 号
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

（目次）

前文
第１章　総則（第１条―第１２条）
第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第１３条―第２０条）
第３章　男女共同参画会議（第２１条―第２８条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第４条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第５条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第６条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第７条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第８条　国は、第３条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第９条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第１０条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第１１条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第１２条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第１３条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

５　前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第１４条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第１５条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第１６条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第１７条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第１８条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）
第１９条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
第２０条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第３章　男女共同参画会議

（設置）
第２１条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）
第２２条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　男女共同参画基本計画に関し、第１３条第３項に規定する事項を処理すること。
二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三　前２号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）
第２３条　会議は、議長及び議員２４人以内をもって組織する。

（議長）
第２４条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
２　議長は、会務を総理する。

（議員）
第２５条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
２　前項第２号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の１０分の５未満であってはならない。
３　第１項第２号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の１０分の４未満であってはならない。
４　第１項第２号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）
第２６条　前条第１項第２号の議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　前条第１項第２号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第２７条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第２８条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成１１年６月２３日法律第７８号）抄

（施行期日）

第１条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第２条 男女共同参画審議会設置法（平成９年法律第７号）
は、廃止する。

附 則（平成１１年７月１６日法律第１０２号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、内閣府の一部を改正する法律（平成１１年法律第８８号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成１３年１月６日）

（１）略

（２）附則第１０条第１項及び第５項、第１４条第３項、第２３条、第２８条並びに第３０条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第２８条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該
会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、 その日に満了する。

（１）から（１０）まで略

（１１）男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第３０条　第２条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は別に法律で定める。

附 則（平成１１年１２月２２日法律第１６０号）　抄

（施行期日）

第１ 条　この法律（第２条及び第３条を除く。）は、平成１３年１月６日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正：平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第１章の２　基本方針及び都道府県基本計画等（第２条の２・第２条の３）
第２章　配偶者暴力相談支援センター等（第３条―第５条）
第３章　被害者の保護（第６条―第９条の２）
第４章　保護命令（第１０条―第２２条）
第５章　雑則（第２３条―第２８条）
第５章の２　補則（第２８条の２）
第６章　罰則（第２９条・第３０条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第１章　総則

（定義）

第１条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第２８条の２において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第２条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第１章の２　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第２条の２　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第５項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第１項及び第３項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第１項の都道府県基本計画及び同条第３項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第２条の３　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第２章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第３条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行う

こと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第６号、第５条及び第８条の３において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第４章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

４　前項第３号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

５　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第４条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第５条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第３章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第６条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

３　刑法（明治４０年法律第４５号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前２項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第７条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第３条第３項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第８条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和２９年法律第１６２号）、警察官職務執行法（昭和２３年法律第１３６号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するた

めに必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第８条の２　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第１５条第３項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第８条の３　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第９条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第９条の２　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第４章　保護命令

（保護命令）

第１０条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第１２条第１項第２号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第３号及び第４号並びに第１８条第１項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第２号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して６月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまと

い、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して２月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2　前項本文に規定する場合において、同項第１号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後１０時から午前６時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3　第１項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第１２条第１項第３号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第１項第１号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が１５歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第１項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第１２条第１項第４号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第１項第１号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の１５歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が１５歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同

意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第１１条　前条第１項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

２　前条第１項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第１２条　第１０条第１項から第４項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第１０条第３項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第１０条第４項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

２　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第５号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第１号から第４号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治４１年法律第５３号）第５８条ノ２第１項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第１３条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第１４条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

２　申立書に第１２条第１項第５号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速や

かに応ずるものとする。
3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）
第１５条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第１２条第１項第５号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが２以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）
第１６条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
4　前項の規定により第１０条第１項第１号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第２項から第４項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
5　前２項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
6　抗告裁判所が第１０条第１項第１号の規定による命令を取り消す場合において、同条第２項から第４項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
7　前条第４項の規定による通知がされている保護命令について、第３項若しくは第４項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
8　前条第３項の規定は、第３項及び第４項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）
第１７条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第１０条第１項第１号又は第２項から第４項までの規

定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して３月を経過した後において、同条第１項第２号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して２週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

２　前条第６項の規定は、第１０条第１項第１号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

３　第１５条第３項及び前条第７項の規定は、前２項の場合について準用する。

（第１０条第１項第２号の規定による命令の再度の申立て）

第１８条　第１０条第１項第２号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して２月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

２　前項の申立てをする場合における第１２条の規定の適用については、同条第１項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第１号、第２号及び第５号に掲げる事項並びに第１８条第１項本文の事情」と、同項第５号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第１号及び第２号に掲げる事項並びに第１８条第１項本文の事情」と、同条第２項中「同項第１号から第４号までに掲げる事項」とあるのは「同項第１号及び第２号に掲げる事項並びに第１８条第１項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第１９条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第２０条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第１２条第２項（第１８条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第２１条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第２２条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第５章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第２３条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第２４条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第２５条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第２６条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第２７条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第３条第３項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第３条第３項第３号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第４項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第４条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第５条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は、第４条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第２８条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第１号及び第２号に掲げるものについては、その１０分の５を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の１０分の５以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第３号及び第４号に掲げるもの

二　市が前条第２項の規定により支弁した費用

第５章の２　補則

（この法律の準用）

第２８条の２　第２条及び第１章の２から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第２条	被害者	被害者（第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第６条第１項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第１０条第１項から第４項まで、第１１条第２項第２号、第１２条第１項第１号から第４号まで及び第１８条第１項	配偶者	第２８条の２に規定する関係にある相手
第１０条第１項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第２８条の２に規定する関係を解消した場合

第６章　罰則

第２９条　保護命令（前条において読み替えて準用する第１０条第１項から第４項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第３０条　第１２条第１項（第１８条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第２８条の２において読み替えて準用する第１２条第１項（第２８条の２において準用する第１８条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、１０万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。ただし、第２章、第６条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第７条、第９条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第２７条及び第２８条の規定は、平成１４年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　平成１４年３月３１日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第１２条第１項第４号並びに第１４条第２項及び第３項の規定の適用について

は、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第３条　この法律の規定については、この法律の施行後３年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則〔平成１６年　法律第６４号〕

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第２条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第１０条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

２　旧法第１０条第２号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第１０条第１項第２号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第１８条第１項の規定の適用については、同項中「２月」とあるのは、「２週間」とする。

（検討）

第３条　新法の規定については、この法律の施行後３年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則〔平成１９年　法律第１１３号〕　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第２条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第１０条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則〔平成２５年　法律第７２号〕

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

附　則〔平成２６年　法律第２８号〕　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

一　〔前略〕附則第４条第１項及び第２項、第１４条並びに第１９条の規定　公布の日

二　第２条並びに附則第３条、第７条から第１０条まで、第１２条及び第１５条から第１８条までの規定　平成２６年１０月１日

三　〔略〕

（政令への委任）

第１９条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　基本方針等（第５条・第６条）
第３章　事業主行動計画等
　第１節　事業主行動計画策定指針（第７条）
　第２節　一般事業主行動計画（第８条―第１４条）
　第３節　特定事業主行動計画（第１５条）
　第４節　女性の職業選択に資する情報の公表（第１６条・第１７条）
第４章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第１８条―第２５条）
第５章　雑則（第２６条―第２８条）
第６章　罰則（第２９条―第３４条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成１１年法律７８号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第２条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

２　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

３　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第３条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第５条第１項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第４条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第２章　基本方針等

（基本方針）

第５条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前３号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

５　前２項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第６条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第３章　事業主行動計画等

第１節　事業主行動計画策定指針

第７条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第１項に規定する一般事業主行動計画及び第１５条第１項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

２　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

３　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第２節　一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第８条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が３００人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

３　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第２号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

４　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

５　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

６　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

７　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が３００人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

８　第３項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第４項から第６項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第９条　厚生労働大臣は、前条第１項又は第７項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第１０条　前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第２０条第１項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

２　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第１１条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第９条の認定を取り消すことができる。

一　第９条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　不正の手段により第９条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第１２条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が３００人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第３６条第１項及び第３項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

２　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

３　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

４　承認中小事業主団体は、第１項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

５　職業安定法第３７条第２項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第５条の３第１項及び第３項、第５条の４、第３９条、第４１条第２項、第４８条の３、第４８条の４、第５０条第１項及び第２項並びに第５１条の２の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第４０条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事す

る者に対する報酬の供与について、同法第５０条第３項及び第４項の規定はこの項において準用する同条第２項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第３７条第２項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第１２条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第４１条第２項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

６　職業安定法第３６条第２項及び第４２条の２の規定の適用については、同法第３６条第２項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第４２条の２中「第３９条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第１２条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

７　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第２項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第１３条　共職業安定所は、前条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第１４条　国は、第８条第１項若しくは第７項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第３節　特定事業主行動計画

第１５条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

２　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

３　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第２号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

４　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

５ 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
６ 特定事業主は、毎年少なくとも１回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
７ 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第４節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第１６条　第８条第１項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
２　第８条第７項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
第１７条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第４章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）
第１８条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
２　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
３　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
４　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）
第１９条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）
第２０条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要

な施策を実施するものとする。
２　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）
第２１条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）
第２２条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）
第２３条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第１８条第１項の規定により国が講ずる措置及び同条第２項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
２　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第１８条第３項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
３　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
一　一般事業主の団体又はその連合団体
二　学識経験者
三　その他当該関係機関が必要と認める者
４　協議会は、関係機関及び前２項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
５　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）
第２４条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）
第２５条　前２条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第５章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）
第２６条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第８条第１項に規定

する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）
第２７条　第８条から第１２条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）
第２８条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第６章　罰則

第２９条　第１２条第５項において準用する職業安定法第４１条第２項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第３０条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。
一　第１８条第４項の規定に違反した者
二　第２４条の規定に違反した者

第３１条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は３０万円以下の罰金に処する。
一　第１２条第４項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二　第１２条第５項において準用する職業安定法第３７条第２項の規定による指示に従わなかった者
三　第１２条第５項において準用する職業安定法第３９条又は第４０条の規定に違反した者

第３２条　次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。
一　第１０条第２項の規定に違反した者
二　第１２条第５項において準用する職業安定法第５０条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三　第１２条第５項において準用する職業安定法第５０条第２項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第３３条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第２９条、第３１条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第３４条　第２６条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、２０万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第３章（第７条を除く。）、第５章（第２８条を除く。）及び第６章（第３０条を除く。）の規定並びに附則第５条の規定は、平成２８年４月

１日から施行する。
（以下略）

附属機関設置条例（抄）

昭和３４年９月２８日
条例第２８号

（目　的）
第１条　この条例は、法令に特別の定めあるものを除き、市長の権限に属する事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。
（附属機関の定義）
第２条　附属機関とは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１３８条の４第３項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。
（設置及び組織）
第３条　本市は、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。
（会長及び副会長）
第４条　会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
３　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。
４　副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。
（委員の任命等）
第５条　委員は市長が任命又は委嘱する。
２　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会　議）
第６条　附属機関の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。
２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
３　会議の議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（会議の運営等）
第７条　この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。
（規則への委任）
第８条　別に規則で定めるところにより、附属機関に専門委員及び部会を置くことができる。
２　各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。
（市長への委任）
第９条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

別表（第３条）～抄

附属機関名	担任する事務	組　織	委員の構成	定　数	任　期
木更津市男女共同参画推進委員会	男女共同参画の促進に関し、市長の諮問に応じ、調査、審議するとともに、その実施について建議すること。	委員長 副委員長 委　員	１　学識経験者 ２　関係団体の代表 ３　公　募	20人以内	２年

◆木更津市男女共同参画推進委員会委員名簿(平成２８年７月１日現在)

（５０音順）

氏　　名	所　属　団　体　名　等	備　　考
青　木　　健	木更津市区長会連合会	
大　網　チトセ	木更津人権擁護委員協議会	
岡　崎　弘　子	千葉県看護協会	
小　野　久美子	一般公募	
鹿　嶋　恵　子	木更津市農業共同組合	
國　吉　康　介	木更津商工会議所青年部	
小　林　晶　子	母子生活支援施設「FAH こすもす」	
佐　伯　康　子	学識経験者（清和大学教授）	委員長
末　金　なほみ	木更津市子ども会育成連絡協議会	
曽　根　美代子	学識経験者（元男女共同参画計画策定委員会座長）	
武　田　幹　夫	木更津市社会福祉協議会	
谷　口　美　江	木更津市ＰＴＡ連絡協議会	
中　村　みどり	木更津市社会教育委員会議	
藤　平　慶　子	木更津市小中学校長会	副委員長
山　口　　務	木更津市民生委員児童委員協議会	

木更津市男女共同参画推進委員会部会設置規則

（趣旨）

第１条　この規則は、附属機関設置条例（昭和３４年木更津市条例第２８号）第８条第１項の規定により、木更津市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の部会設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第２条　委員会に、委員のうちから委員長が指名する者をもって構成する部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

２　部会は、別表に掲げる部会とし、当該部会において担任する事務及び委員の定数は、別表に掲げるとおりとする。

３　部会に長を置き、当該部会を構成する委員の互選によってこれを定める。

４　部会の長に事故があるときは、あらかじめ部会の長が指名する委員が、その職務を代理する。

５　部会は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

６　部会は、必要があると認めるときは、関係者及び関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（委任）

第３条　この規則に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２３年１月３１日から施行する。

別表（第２条第２項）

部会名	担任する事務	委員の定数
木更津市男女共同参画計画策定部会	木更津市男女共同参画計画の策定に関すること。	５人

◆ 木更津市男女共同参画計画策定部会委員名簿

職　名	氏　　名	所　　属　　等
部会長	曽　根　美代子	元木更津市男女共同参画計画策定委員会座長
副部会長	青　木　　健	木更津市区長会連合会
委　員	小　林　晶　子	母子生活支援施設「FAH こすもす」
〃	中　村　みどり	木更津市社会教育委員会議
〃	小　野　久美子	公募

木更津市男女共同参画施策庁内連絡会議設置要領

（設　置）
第１条　本市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、木更津市男女共同参画施策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。
（所掌事項）
第２条　連絡会議は、次の事項を所掌する。
(1) 男女共同参画関連の総合的な施策の推進に関すること。
(2) 男女共同参画関連施策の連絡調整に関すること。
(3) 男女共同参画関連施策に関する調査・研究に関すること。
(4) その他男女共同参画に関すること。
（組　織）
第３条　連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
２　会長は企画部次長の職にある者とし、副会長は互選とする。
３　会長は、会務を総括し、会議を代表する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会　議）
第４条　連絡会議の会議は、必要の都度会長が招集する。
２　連絡会議の議事の進行は、会長が行う。
３　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。
（研究会）
第５条　連絡会議には、必要に応じ、研究会を置くことができる。
２　研究会の委員は、市職員の中から会長が指名する。
３　研究会の委員長は、互選とする。
４　研究会は、必要な協議を終えた後、その結果を会長に報告し、解散するものとする。
（庶　務）
第６条　連絡会議の庶務は、企画部企画課において処理する。
（補　則）
第７条　この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この要領は、平成５年５月１３日から施行し、平成５年４月１日から適用する。
（木更津市婦人施策庁内連絡会議設置要綱の廃止）
２　木更津市婦人施策庁内連絡会議設置要綱（平成３年４月１日制定）は廃止する。
－中略－
（施行期日）
３　この要領は、平成６年４月１日から施行する。
４　この要領は、平成７年４月１日から施行する。
５　この要領は、平成７年７月１日から施行する。
６　この要領は、平成８年４月１日から施行する。
７　この要領は、平成９年４月１日から施行する。
８　この要領は、平成１１年４月１日から施行する。
９　この要領は、平成１２年４月１日から施行する。
10　この要領は、平成１３年４月１日から施行する。
11　この要領は、平成１４年１月１日から施行する。
12　この要領は、平成１４年７月１日から施行する。

13　この要領は、平成１５年４月１日から施行する。
14　この要領は、平成１７年４月１日から施行する。
15　この要領は、平成１９年４月１日から施行する。
16　この要領は、平成２０年４月１日から施行する。
17　この要領は、平成２１年４月１日から施行する。
18　この要領は、平成２２年４月１日から施行する。
19　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

別表（第３条）

木更津市男女共同参画施策庁内連絡会議委員			
1	企画部　企画部次長	8	経済部　農林水産課長
2	企画部　企画課長	9	都市整備部　都市政策課長
3	総務部　総務課長	10	教育部　教育総務課長
4	財務部　財政課長	11	水道部　業務課長
5	市民部　市民課長	12	消防本部　消防総務課長
6	福祉部　社会福祉課長		
7	環境部　環境管理課長		

木更津市男女共同参画計画（第４次）

～きさらづ 共に輝くハートフルプラン～

２０１７年（平成２９年）３月２１日

発行　　千 葉 県 木 更 津 市
企画部企画課

〒292-8501 木更津市富士見１丁目２番１号
木更津市役所駅前庁舎
TEL ０４３８(２３)７４８５